

町・県民税申告相談日程表

相談日(曜日)	地 区	対 象 区
2月17日(月)	折原	折原上郷・折原下郷・上平下小路・立原
18日(火)		秋山・三品・平倉・山居・柄谷・五ノ坪
19日(水)	用土	用土6・7・8・9・10
20日(木)		用土1・2・3・4・5・11・12
21日(金)	男衾	伊勢原・谷津・藏田・塚田・鷹ノ巣・西古里
23日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
24日(月)	男衾	男衾上郷南・男衾上郷北
25日(火)		男衾下郷・塚越
26日(水)		赤浜
27日(木)		中郷・牟礼・今市
28日(金)	市街地	本町・中町・栄町・武町
3月2日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
3日(月)	市街地 西部	茅町・花町・六供・金尾・風布
4日(火)		本宿・末野2・3・4
5日(水)	常木・菅原	
6日(木)	予備日	町内全地区
7日(金)	鉢形	立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園
10日(月)		木持・上の町・内宿・関山
11日(火)		上の原・露梨子
12日(水)	桜沢	本村・岩崎・中小前田
13日(木)		山崎・南飯塚・上組
14日(金)	予備日	町内全地区
17日(月)		

申告会場	役場6階会議室
受付時間	午前9時～11時30分 午後1時～3時30分

※受付時間外は相談を受けることができませんのでご注意ください。
 ※比較的、午後の方が空いています。
 ※お住まいの地区の相談日に都合がつかない方は、申告期間内の都合のよい日にお越しください。
 ※所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方は、町・県民税の申告をする必要はありません。

申告と納税の期限

申告と納税の期限	3月17日(月)
所得税及び復興特別所得税 (個人事業者)	3月31日(月)
消費税・地方消費税 (個人事業者)	3月17日(月)
贈与税	3月31日(月)

※所得税及び復興特別所得税と消費税をご利用ください。(振替納税を利用)

確定申告受付のご案内

国税庁ホームページ(<http://www.ntago.jp>)の「確定申告書等作成コナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば、所得税及び復興特別所得税、消費税、贈与税等の申告書を作成できます。また、作成したデータは、確定申告期間中であれば24時間いつでもe-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。添付書類の提出省略や3週間程度で還付が受けられる等のメリットがありますので、ぜひご活用ください。

納税証明書を請求する方へ

※本人以外の方が請求する場合は、必ず委任状をご持参ください。

※平成25年7月から、納税者情報保護するため、運転免許証などの顔写真付きの書類により本人確認を行ふこととし、顔写真のない書類は、種類の異なる2枚の書類で本人確認を行っています。

請求窓口／熊谷税務署管理運営部門
問い合わせ／熊谷税務署(☎ 521-40)

町・県民税の申告相談

申告期間は2月17日(月)～3月17日(月)です

町・県民税の申告相談が2月17日(月)から始まります。申告期限は3月17日(月)ですので、忘れずに期間内に申告を済ませてください。

また、本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」も併せてご覧ください。

申告相談にお持ちいただくもの

- 印鑑(朱肉を付けて押すタイプのもの)
- 所得金額を証明できるもの(源泉徴収票や収支内訳書等)
- 各種保険料控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料等)を受ける方は、その控除証明書
- ※日本年金機構から送付された国民年金の控除証明書がある方は、必ず持参してください。

- ※町の国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入されている方は、相談受付時に申し出てください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける方は、配偶者の所得金額を証明できるもの

- 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と金額をまとめた明細書
- 寄附金控除を受ける方は領収書等の証明できるもの
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳など

- 税務署から申告書、申告のお知らせのはがきが送られてきた方は、その申告書はがき
- 還付申告の場合、還付金振込先となる本人名義の金融機関の口座がわかるもの
- その他、申告に必要と思われるもの

- ※受付時間外は相談を受けることができませんのでご注意ください。
- ※比較的、午後の方が空いています。
- ※お住まいの地区の相談日に都合がつかない方は、申告期間内の都合のよい日にお越しください。
- ※所得税及び復興特別所得税の確定申告をする方は、町・県民税の申告をする必要はありません。
- 町の申告会場では受け付けられない申告
- 所定税及び復興特別所得税の確定申

申告される方のうち、次に該当する方は、対象年中のすべての所得(給与、年金等がある方はそれらも含む)を税務署で申告してください。

・譲渡所得(土地・建物・株式などの青色申告)

・死亡した方の申告(準確定申告)

・申告書の本人控に受付印が必要な方

・過年分(平成24年以前)の申告

・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)で平成25年入居の方および入居2年目以降で連帯債務のある方の申告

・申告書の本人控に受付印が必要な方

・青色申告

・死亡した方の申告(準確定申告)

・申告書の本人控に受付印が必要な方

・過年分(平成24年以前)の申告

・青色申告

・死亡した方の申告(準確定申告)

・申告書の本人控に受付印が必要な方

・過年分(平成24年以前)の申告